

Title	白地手形法論・管見
Sub Title	A view on inchoate instruments
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.1 (1977. 1) ,p.231- 248
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	手塚豊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

白地手形法論・管見

倉沢 康一郎

- 一 統一法と商慣習法の関係——問題の視座
- 二 近時の学説批判
- 三 白地手形の本質
- 四 時効と除権判決に関して

一

統一手形法にもとづく現行手形法は、一方で、手形の振出につき厳格な方式の履踐を要求しながら（二条、二条一項）、他方で、「未完成ニテ振出シタル」手形すなわち白地手形の存在を認める（二〇条）。そのこと自体、少なくとも文理解釈的には、矛盾である。このような法律規定上の矛盾は、周知のように、ジュネーブ会議において、統一手形法に白地手形の規定を定めるべきか否かが争われ、積極派の諸国が多数を制しながらも、結局、白地手形の意義そのものについては、これを定めることができなかったところの原因がある。いわば、統一手形法一〇条の規定は、それが手形の厳格な要式証券性と文理

上矛盾していることによつて——今日流に言えば「玉虫色」であることによつて——かえつて積極派および消極派の諸國の間を調停するという機能を果たしたのである。

この結果、手形の要式証券性と白地手形との間の理論的な調和点は、統一法上これをもとめることはできず、各國の法理——なかんずく白地手形の生成の根拠からして各國の商慣習法——の問題とされることになるわけであるが、ここで基本的に注意されなければならないのは、手形の要式証券性については、統一法が明確に規定を置いているという点である。すなわち、問題が各國の商慣習法にまかされるといつても、統一手形法の規定に抵触するようなものであれば、國際的な統一法採用の目的からしても、それは認められないものとしなければならない。

問題は、実は、ここからはじまる。すなわち、白地手形の意義および性質については統一法上各國の法理にまかされているものといわれるが、一方で手形の厳格な要式証券性を定めている統一法のもとにおいて、いつたい何が各國の法理にまかされたことになるのか。もし、白地手形をもつて手形の要式証券性の例外をなすものと解することができるならば、それは例外の許容性の範囲いかんという問題であり、したがつて各國の法理による量的な例外範囲の広狭の問題となるのであるが、しかし、統一法における要式証券性の厳格さは、それに対する例外の範囲をも限定しており(二条一項但書、同二項ないし四項)、白地手形をもつてその例外と解することを許さない。そもそも、要式証券性に対して許容された例外に含まれるものであるならば、それは手形として法定的に認められることを意味するのであつて、概念上これを手形と區別すべき理由はまったくないものというべきであろう。したがつて、各國の法理にまかされているものの本体は、手形の要式証券性に対する例外の範囲をもちや超えたものでなければならぬ。

他方において、手形法がその規制対象として関心をもつものである以上、それは、その生成から消滅までの過程においてまったく手形と無縁であつてはならない。ことに、法文が「未完成にて振出したる手形」といつているのであるから、それ

はやがて手形として権利行使のなされることが予定されるものといふべきである。しかも、ここにいう「手形として権利行使のなされる」ことが予定される」とは、当事者の主観的な予定でないことはもちろん、単に客観的な予定であるだけでも足りない。例えば、銀行と当座取引あるものが有する統一手形用紙は、いずれの日か手形として権利行使されることが主観的にも客観的にも予定されているものではあるが、それは単なる用紙以上の何物でもありえない。ここで問題とすべきものは、何らかの意味においてそのものとして振出され、かつ流通の対象となつてゐる証券である。

このような証券——すなわち、手形の要式証券性の許容された例外の範囲を超え、しかも、手形として権利行使のなされるべきものとして振出された証券——をどの範囲において認めるかということ、これが統一法上各国の法理にまかされてゐる点なのである。したがつて、この授權により各国の法理——なかんづく商慣習法——が認めうる白地手形とは、本質的に、手形の要式証券性に対する例外として統一法上許容された範囲を超えるもの、すなわちそれ自体としては手形に非ざるものである。もしかりに、白地手形を手形の一種として認める商慣習法が存在したとしても、統一法を採用してから以後これと抵触することとなり、少なくとも抵触部分においてその商慣習法は無効となる。その部分は、統一法の授權範囲外だからである。

もともと、白地手形は、商取引の實際的要請が慣習的に生み出したものである。慣習にはそれ自体に内在する合目的性があるのであつて、制定法秩序の有する目的がたとえこれと異なり、対立するものであつたとしても、にわかには制定法秩序の価値が慣習法のそれに優越するものと断じえないことはたしかである。しかし、白地手形の問題に関しては、統一法といふもののもつ特殊性を捨象することはできないものとおもわれる。なぜなら、手形法の統一に関するジュネーブ条約は、いくつかの留保条項を除いて、加盟国に統一法の採用を強制しており、この場合に採用された統一法を加盟国の慣習法が改廃しうるものとすれば、それは法制度上ジュネーブ条約違反を構成することになるものと解されるからである。

わが国における白地手形の商慣習法の内容は、リーディング・ケースたる大正一〇年一〇月一日の大審院判決において、次のようなものとしてとらえられている。すなわち、「白地手形トハ後日他人ヲシテ手形ノ要件ノ全部又ハ一部ヲ補充セシムル意思ヲ以テ之ヲ記載セザル紙片ニ署名シテ発行シタルモノヲ指称スルモノニシテ其ノ白地補充権ハ手形ニ追隨シテ転輾シテ手形ヲ取得シタル者が同時ニ之ヲ取得スルモノト解スルヲ相当トス……白地手形ノ交付ヲ受ケタル者ハ其手形ニ署名スルコトナクシテ之ヲ他人ニ讓渡シ讓渡ヲ受ケタル者ハ之ニ白地裏書ヲナシ更ニ他人ニ讓渡シ得ヘク此ノ如クニシテ手形ノ所持人トナリタル者ハ其ノ白地ヲ補充シテ引受人又ハ前者ニ對シテ手形上ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ベシ」というのである。

右判決のいうところが白地手形の商慣習法の内容であるものとすれば（通説）、その商慣習法上認められる白地手形の概念要素は、要するに、他人に補充権を与えて未完成手形を発行する署名者の意思と、その補充権が未完成手形の流通に附随して流通することとである。そして、右の要素のうち、後者は白地手形振出の効果であるから、結局、わが国の商慣習法は、未完成手形に署名しこれを発行するという方式で補充権授与を目的とする法律行為がなされた場合について、この未完成手形を白地手形とよび、それに有価証券的流通力を付与することをその内容とするものといふことができる。

したがつて、この商慣習法によつて法定的に決定されている点は、要件欠缺の未完成手形に署名しこれを発行するという方式および補充権授与の意思という要件と、有価証券的流通力の付与という効果とであり、この要件・効果から出て来るものとも基本的な理論上の問題は、そのようにして発行され、かつ流通する白地手形という証券の法的性質はどのようなものであるかという点である。

すでに述べて来たところからあきらかなように、白地手形は、一方においては、統一法にもとづく制定法によりそれ自体は手形に非ざるものという性格づけがなされている。そして、他方においては、商慣習法により手形と同様の流通力を法的に付与されている。この間において、白地手形の性質を理論的にどのようなものとして位置づけるかにより、白地手形をめ

ぐるさまざまな具体的問題に対する解決が異なる余地が生ずる。現に、近時の判例を見ても、白地手形による訴提起と時効の中断の有無をめぐる昭和四一年一月二日⁽¹⁾および昭和四五年一月一日⁽²⁾のそれぞれ大法廷判決、白地手形につきなされた除権判決の効力をめぐる昭和五一年四月八日の第一小法廷判決等⁽³⁾は、白地手形の性質の把握が基本的問題としてその中に伏在するものである。

すなわち、前述の大法廷判決における多数意見が、白地手形は、白地部分の補充がなくとも、未完成手形のままの状態では手形上の権利の消滅時効が進行するものと解した上で、未補充白地手形による請求によつて右時効の進行が中断することを認めるのに対して、松田二郎判事は、「私は、白地手形の所持人は、その補充前において補充権を有するに止まり、未だ手形上の権利を有していないものと解するのが正当であると考え。従つて、手形上の権利を有しない以上、該権利については消滅時効の進行やその時効完成ということはあり得ず、従つてその時効中断の問題もあり得ない。ただ補充権を行使すると、白地手形が完成した手形となり、手形上の法律関係の内容は手形に記載されている文言に従つて定まることとなるから、手形上の権利の消滅時効の期間も手形記載の満期から計算されるだけなのである」として、多数意見に反対される。また、前述の第一小法廷判決は、白地手形につき除権判決をえた者に手形の再発行請求権が認められるか否かという問題に対して、これを消極に解するものであるが、かねてからこのような立場に反対の見解を主張する学説⁽⁴⁾は、何らかの意味において、白地手形所持人の地位を手形所持人のそれと同視することをその論拠ないしは立論の動機として⁽⁵⁾いる。

白地手形の問題は、手形理論の海における暗礁にたとえられるが、日々あらたに生起する具体的紛争の根底に白地手形の法的性質という基本的問題が伏在しており、そのことが紛争解決をめぐる見解の対立となつてあらわれるものである以上、今日この問題はなお新しいものといわなければならないだろう。

(1) 民集二〇巻九号一六七四頁。

- (2) 民集二四卷一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇七号二頁以下、木内「白地手形についての除権判決と手形再発行請求権」ジュリ五三五号八五頁以下参照。
- (3) 民集三〇卷三号一八三頁。
- (4) 学説については、拙稿「白地手形について除権判決があつた場合と右手形再発行請求権」金判三〇七号二頁以下、木内「白地手形についての除権判決と手形の再発行請求権」ジュリ五三五号八五頁以下参照。
- (5) 河本・総判商法(6)二頁。

二

白地手形は、白地手形として署名者により発行されることによつて成立する。この白地手形発行行為は、前述のわが商慣習法によれば、補充権授与の意思表示を要素とし、要件欠缺の未完成手形に署名しこれを発行することを方式とする、要式・要物の法律行為である。この法律行為を、白地手形行為とよぶことはできるが、それは単なる名辞の問題であつて、その名辭によつて行為の実質が規定されるといふものではない。何よりも、手形行為は厳格な要式行為なのであつて、その要件を充たさないものである以上、これを白地手形行為とよんだところで、手形行為とは異質なものであるほかないのである。

これに対して、高窪利一教授は「要式性に関する考え方をコベルニクスの転回して、これを権利行使の要件と理解し、基本手形の成立要件、つまり、流通過程における手形の要件としては、外観上補充を予定された証券であれば足りる」という提言をされる。そして、その結果、「白地手形上の手形行為は、当初から有効な手形行為として成立、発効し、補充は、手形行為発行の条件ではなくて、権利行使のための条件にすぎない」ものと解される⁽¹⁾。

この提言そのものについては、その問題提起的意義を高く評価するのに決してやぶさかではないが、しかし、その説かれる内容には基本的に賛成し難い点がある。白地手形を要式性に対する法定的例外の範囲内に含まれるものと解すべきか否かの点は、あるいは見解の相違に属する問題にすぎないかも知れない。けれども、要式性を権利行使の要件と解することによつ

いては、理論的に納得しかねるのである。すなわち、もし手形の要式性というものを権利行使の要件にすぎないものと解するとすれば、手形行為の成立要件としての意思表示の方式については、法は何らの限定をなしていないことになるとせざるをえない。そうだとすれば、単なる意思表示によつても手形債権が発生しうるはずである。ところが、そのようなものは有価証券の流通の客体たりえず、そもそも手形債権と観念する意義がない。そこで、高窪教授は、「補充予定の外観がみとめられる署名ある証券」の発行をこの場合の手形行為の成立要件とされるわけであるが、実は、これ自体が、一つの要式性にはかならないことがみのがされているようにおもわれるのである。

要式行為とは、意思表示の方式が法定されているものをいうのであつて、当該方式を履践しないかぎり、その意思表示がなされたものとは法的に評価されないものである。また、手形の要式証券性とは、手形行為が要式行為であることの結果にほかならない。したがつて、要式性を権利行使の要件と解するということは、手形行為が要式行為であることを否定するという提言を意味することになる。しかも、他方において、補充予定の外観がみとめられる証券の署名・発行を手形行為の成立要件と解するのであるから、結局、高窪教授の提言は、手形法一条所定の手形要件に代えて、別個の手形要件を主張されることを意味する。その場合に、補充予定の外観がみとめられる証券への署名・発行を、手形行為（完成手形をも含めたものでなければこの場合提言の意味がない）の法定方式と解することにはいかなる法的根拠があるのか、理解することができない。

もともと、意思表示の存在が認められるためには、その効果意思の要素的内容が客観的に表示されなければならない。そして、厳格な要式行為というのは、そのような意思表示の要素を法定的に定型化することを意味する。手形要件として掲げられている各事項は、それが要件とされるに至つた理由・根拠はそれぞれいかなるものであれ、手形行為における意思表示の法定的要素である。したがつて、それを欠く以上、意思表示を法的にアイデンティファイできず、法律行為の成立を認めることは理論的に不可能である。

高窪教授が、「手形の要式性に関する考え方のコペルニクスの転回」によつて、白地手形上に手形行為が成立することを認められるのに対して、近時、長谷川雄一教授は、白地手形行為もまた手形の要式性を充足するものとして、白地手形上に停止条件附手形行為の成立を認められる。すなわち、同教授は、先ず基本的に手形行為の成立要件と手形という証券の効力要件とを区別し、いわゆる手形要件は手形行為の成立要件ではないものとした上で、要件補充が予定されることを前提条件として白地手形上に一種の手形行為の成立を認められる（「白地手形は、行為者が後日流通過程において所持人によつて要件事項を充足せしめたいえ、その効果を自己に帰属せしめる意思を有するとき、その意思を認容するところに成立の根拠がある。すなわち、要件欠缺に対する補充予定を付して、要件未充足の白地証券上に手形行為の成立を認め、補充による要件充足をまつて行為の効力を生ぜしめるものである。この手形行為を白地手形行為、白地手形行為の成立している証券を白地手形と観念する」⁽³⁾）。

長谷川教授は、白地手形についての法律行為論的基本構造を、要件補充を停止条件とする条件附法律行為と解し、その上で、「補充が停止条件となるためには、観念上その補充の以前において、その要件補充すなわち法定記載事項の充足を前提として法律行為（手形行為）が成立していることを肯定しなければならぬ」⁽⁴⁾ものとされる。後述のように、白地手形上の権利を条件附手形債権ととらえる見解が今日有力であるが、それが条件附手形行為によつて成立する権利を意味するのであれば、同教授の主張されるところは正鵠を射たものといふべきであろう。たしかに、停止条件附法律行為とは、効力が条件成就まで停止せしめられている法律行為として成立しているものであり、条件成就によつて効力を発生するものは、まさに条件成就以前に成立していたその行為であるからである。しかしながら、こと白地手形に関するかぎり、そのような停止条件附法律行為の構造は、白地手形行為をそれとしてとらえることを排斥するという帰結をもたらすべきものであろう。

先ず何よりも、長谷川教授の見解は、要式行為というものに対する誤解を根拠とするもののように筆者にはおもわれる。すなわち、要式行為とは、前述のように意思表示の方式が法定されているものをいうのであつて、当該方式を履践しないかぎ

り、その意思表示があるものとは法的に評価されないものである。したがつて、方式の履踐を「法定条件」とよんだとしても、それはすでに法的に成立している行為の効力が停止せしめられているという意味ではなくて、方式が履踐されてはじめてその意思表示として法的に評価されるという意味である。これを手形行為についていえば、手形外で單純な金銭支払の委託ないしは約束の意思表示をしたとしても、それは手形行為をなしたものは法的に評価されないということになるのである。つて、決して、手形の作成・發行まで効力が停止している手形行為が成立することになるものではないのである。

この点について長谷川教授は、一方では、手形要件をもつて「手形上の權利行使につき手形として効力を生ずるための、効力要件であり行使の要件である」とし、また他方では、「要件事項の充足を前提とすることを法定条件として白地証券上に手形行為を成立せしめる構成をとつても、要式証券性の實質的意義は全うせしめられる」とした上で、両者の關係につき、「手形要件の充足を前提として手形行為を成立せしめたのち、その充足の達成を停止条件として手形行為に作用させることは可能である。前者は、充足を前提とすることが法定条件として成立に作用したのであり、後者は、現に充足を達成することが意思表示による停止条件として効力發生に作用したのである。法定条件を成就することが、これによつて成立した手形行為に停止条件を付することになるが、法定条件を直接、条件として付したのではないから、意思表示による条件が無効になるものではない」と説かれる⁶⁾。ここで、要式性という「法定条件」と法律行為の停止条件とを區別しておられる点は正しいとおもふが、その説かれる内容には賛成することができない。

先ず、「手形上の權利行使につき手形として効力を生ずるための効力要件」という点についてであるが、手形行為は債權行為であつて、その効力とは債權・債務の發生という効果が生ずることである。すでに債權が發生しているとすれば、それは手形行為の効力が生じていることを意味するのであつて、その債權の行使のための要件——例えば、満期の到来、手形の呈示等——は、何ら手形行為の効力要件の問題ではない。また、手形署名者が債務を負うのは、自己のなした手形行為の效果

としてであつて、手形という証券の効力ではないのであるから、「手形として効力を生ずる」という表現は、法理論的には、手形行為の法定方式の履践ということ以上の意味をもつものではありえない。したがつて、逆に、手形要件の充足が権利行使の要件にすぎないものとすれば、それは行使すべき手形債権は要件充足以前に有効に成立している——手形行為の効力要件は充たされている——ということの意味すべきことになる。結局、右のような教授の主張は、手形要件の現実の充足ではなくて、その充足の予定によつても手形行為は成立するという一点に帰することになるわけであるが、これは、現行手形法の下では単なる独断というほかないものといわざるをえない。教授は右の見解によつても「要式性の実質的意義は全うせしめられる」といわれる。しかしながら、手形が法的に厳格な要式証券とされている所以は、前述のように、要件の各事項を要求する理由ないし根拠はそれぞれどのようなものであれ、それが手形行為にとつて法定的な意思表示の要素とされることを意味するのである。したがつて、「実質的意義」ということは、手形要件の再検討論の論拠とはなりえても、白地手形行為の論拠とはなりえない。もしかりに、要件が欠けていても「要式性の実質的意義は全うせしめられる」ものとするならば、そもそも補充をするまでもなく手形行為の効力が認められて然るべきではないだろうか。

右の諸説に対して、白地手形もまた完成手形にはかならないものとされる近時の学説に、安達三季生教授の所論がある。すなわち、同教授は、「補充権を与えて白地で振出した場合は、右(手形要件を欠いたまま手形を振出した場合——倉沢補)と異り、有効で、その時から、従つて白地を補充する前から、補充権の内容に対応した手形債権が発生する⁽⁷⁾」とされ、したがつて、「白地手形も補充前に既に手形債権を表彰していると考えられるから、その点では所謂完成手形と異らない⁽⁸⁾」ものとされるのである。このような考え方は、手形の要式証券性の緩和なしには考えられないが、安達教授は、第一に白地手形が現に法理的に流通が承認されていること、第二に白地手形の振出その他の白地手形行為に現に要式性が要求されていないことを挙げて、白地手形が、手形の厳格な要式証券性を緩和したものであるとされる⁽⁹⁾。

しかしながら、私は右の二点ともに承服することができない。先ず第一の点であるが、白地手形はたしかに商慣習法上手形と同様の流通が認められている。しかし、ある証券が手形と同様の流通が認められているということ、手形の要式証券性の緩和とはまったく無関係なことからである。もし、白地手形を認めるわが国の商慣習法が、手形そのものの要式証券性を緩和することをその規範内容とするものであるならば、それが手形として流通すべきことはむしろ当然となるはずであつて、その流通力の根拠の点については何ら商慣習法を必要としない。これに対して、もし、手形に非ざる証券に手形と同様の流通力を認めようとするならば、そのためには何らかの法的根拠が必要である。換言すれば、商慣習法は、手形に非ざる証券にも手形と同様の流通力を認めうるのであつて、手形と同様の流通力を認められたことによりその証券が商慣習法的に手形概念に包摂されたということには決してならないのである。

さらに第二の点についてであるが、これは、白地手形行為というものを手形行為の一種とするという独断を前提として、はじめ成り立つ議論というべきであろう。手形行為が要式行為であるということの意味は、白地手形の振出は、それ自体が何らかの法律行為でありえても、決して手形行為として有効に成立しうるものではないということにはかならない。これに対して、その要式性の緩和を論証するために、白地手形行為が手形行為であるということ的前提としたのでは、循環論法となつてしまふのではないか。

そもそも安達教授は、手形要件の記載を単なる事実以上のものとはみられないで、補充権の本体を「決定の意思表示」をなす権利としてとらえられる。もとより、何らの意思にもとづかない単なる記載が法的な意味をもちうべくもないということは首肯しうるが、一方、意思がありさえすれば証券への記載を要しないということは手形行為の要式性に明白に反する。伝統的な手形法の理論は、補充権者のなした適法な欠缺要件の記載によつて、手形行為者（補充権者ではない）がはじめ方式に適つた意思表示をなしたことになるものとしてしているのであつて、このことは、決して手形行為の理論を法律行為の

一般法理から特殊化させるものではない。かえつて、法律行為の要素が未確定のままその成立を認め、未確定の要素の「決定の意思表示」によつてそれが確定することは、明白に手形法の規定に反するものである。

例えば、安達教授は、満期白地の白地手形を、債権者が満期決定権を有する民法上の債権と同視されるが、後者においては、当事者が満期決定権を債権者に与えて債権を発生せしめることも、契約の要素の確定の一つの態様であるのに対して、手形行為においては、満期という要素の確定方法は手形法上四種に限定されており、もし、満期白地の手形が債権者に決定権を与えるという方法でその要素を確定したものであるとすれば、これは無効とされざるをえないことになる。しかるに、商慣習法はそのような実質的合意がある場合にも、これを手形行為の要素としては未確定とみて、適法な補充がなされたときそのような要素の確定がなされたものとするのである。

- (1) 高窪「白地手形の成立要件」ひろば一七巻七号二六頁以下、特に三一頁以下。
- (2) 前掲三一頁。
- (3) 長谷川・白地手形法論一四頁。
- (4) 前掲二二頁。
- (5) 同一〇頁。
- (6) 同一二頁。
- (7) 安達「新白地手形法論」志林七三巻二号二三頁。
- (8) 前掲四八頁。
- (9) 同一二七頁。

三

白地手形の欠缺要件が未補充のまままで所持人が手形上の権利を行使しえないことは、通説および判例のとも認めるところである。一方において通説が白地手形を有価証券と認めておきながら、それによつて手形上の権利を行使することができ

ないものとするのは、未補充のままでは、手形として、効力が発生していない——無効——と解するからにはかならない。したがつて、そのかぎりでは、手形法二条によつて無効とされるいわゆる不完全手形との間に、何らの差異もないことになる。換言すれば、要件未補充のままでは白地手形の所持人が手形上の権利を行使しえないということは、手形法二条の規定をその法規的根拠とするものである。その意味では、白地手形と不完全手形とを、証券自体において峻別することはむしろ誤りというべきであらう。

もともと、手形の要件は、そのすべてを署名者自身が記載しなければならぬというものではない。手形の署名者が、要件の全部または一部の記載という事実行為だけを他に委託することは可能であるし、現にそのような委託のなされることは多い。その場合に、委託を受けた者が要件の記載を完了するまでの間は、その手形は不完全手形として無効である。しかしながら、その手形は将来にわたつて永久に無効であるというわけではない。委託を受けた者が記載を完了した手形を、署名者がみずからの手形行為として振出せば、有効な手形となるのである。したがつて、要件未補充の時点で白地手形と不完全手形をとらえた場合には、その間に、両者が無効であるという点においても、両者が将来有効な手形となりうる——いわば、未必の手形債権を内含している——という点においても、差異はない。

しかるに、商慣習法は、一方に有価証券の流通力を認め、他方にこれを認めない。いつたいその区別の基準はどの点にあるかといへば、それは、前者においては、証券所持人——すなわち権利者たりうべき者——に要件補充をなす権限が与えられているのに対して、後者においては、署名者の内部的機関にその権限が与えられているところにあるものと解される。これを「補充権の有無」と表現するとすれば、そこでいう「補充権」とは、単なる要件記載の権限ではなくて、証券所持人がその権限をえたこと、換言すれば、要件の記載によつてその者が手形上の権利を取得しうるような権限であることを意味する。

多数学説は、白地手形と不完全手形との区別の根拠は、補充権の有無の点だけではなくて、証券自体が前者においては停止条件附手形債権を化体している点で異なるものと解している。けれども、白地手形においては、手形的意思表示の法定的要素が欠けているのであるから、すでに成立している手形債権の効力が停止せしめられているのとは異なり、補充権行使によつてはじめて権利の内容が確定するものである。したがつて、条件附とよんだところで、それは権利の成立を条件とすることを意味する結果となつてしまい、法律的には無意味である。その意味でなら、署名者自身またはその委託を受けた者が要件記載を完了するまでの間の手形は、すべてそれに該当することになるであろう。大森忠夫博士が正しく指摘しておられるように、「事実上の継続性をもつて法律上の断絶性を否定することは誤まり⁽¹⁾」なのである。

要するに、白地手形は、証券それ自体としては不完全な、完成途中の手形であつて、それ以外ではない。このことは、権利を具体化するための技術である有価証券制度の目的に照らしてみた場合、不完全手形と白地手形との間に、客観的な証券上の表彰においてまったく差異がないということからも妥当性を有する。念のためにここでいいしておくが、筆者は、殊にわが国のように白地手形が多発するところで、その所持人の保護をないがしろにしてよいなどというつもりではない。これらの問題は、手形制度の全理論体系の中で——具体的には以下に述べる補充権流通の理論として——考えられなければならないものとするのである。

前述のように、不完全手形と白地手形との相違は、補充権の有無の一点にある。そして、補充権と単なる署名者のための要件記載権限との差異は、それが証券所持人のものであるか否かの点にある。したがつて、白地手形の商慣習法というものの本質的内容は、補充権が未完成手形とともに有価証券の流通が認められるということである。これを詳説すれば、この場合、補充権自体の流通性は白地手形署名者の意思をその根拠とする。いわゆる主観主義というものの本質はこの点にある。なぜなら、単なる欠缺要件を補充する権限を授与するということだけならば、署名者のために記載を委託することもそれに

含まれるはずだからである。これに対して、補充権の流通方法が、未完成手形の裏書によつてなされるものとされることは、商慣習法の効力をその根拠とする。

右のような商慣習法の効力をもつて、白地手形が（法言的に）補充権を化体する有価証券であると表現することはできよう。ただし、次の点は留意しておく必要がある。すなわち、欠缺要件を記載する権限（Authority）⁽²⁾それ自体は何ら私法上の権利ではない。ただ、それが未完成手形の所持人のもとにあるとき、右の権限と未完成手形とを有することが一種の期待権となる。したがつて、白地手形それ自体に、右の期待権が表彰されているわけではないのである。

白地手形所持人の保護の問題は、右に検討して来た結果からあきらかなように、商慣習法的に認められた補充権の有価証券的流通における取引の安全のそれであつて、決して、白地手形を完成手形と同視することによつて解決されるべき問題ではないのである。

(1) 大森「白地手形による訴の提起と時効の中断」松田記念・下九五頁。

(2) 英米法上も、白地補充権は権限であつて、他人による要件記載の一態様とされている。したがつて、白地手形の特徴はその権限の流通性（Transferability）*transferability*—cf. Chalmers, *Bill of Exchange*, p. 49.

四

(一) 補充権の消滅時効については、各学説がいろいろみだれ、そのどれを採用しても「何らかの困難な問題がつきまとうことになる」⁽¹⁾ものといわれる。これらの困難性のもつとも基本的な原因の一つは、補充権自体の消滅時効と、白地手形上の権利の消滅時効とが、まったく別個に併存・進行すると考えられることである。

この点について、私見では、補充以前においては白地手形上の権利の消滅時効は問題とならず、また、補充後は手形債権

の消滅時効に関する手形法七〇条の適用の問題が生ずるのみである。一方、補充権については、もし消滅時効が問題となるものとすれば、期待権がそのものとして時効が進行すべきはずはないから、それは要件記載権限の行使可能期間の問題としてであることになるが、ほんらい、権限というものが消滅時効制度になじむものであるかどうかは大いに疑問がある。権限の行使可能期間というものは、権限授与行為または当該権限の性質（例えば、代理権についての民法一一一条のような規定）によつて限定されるべきものであろう。

これを白地手形の補充権についていえば、満期欄に記載のあるものについては、満期から三年経過後に補充をしても、すでに時効消滅した権利を成立せしめることになるにすぎないから、要件記載権限の行使可能期間は、その事物の性質上、右期間によつて限定されるべきものである。これに対して、満期欄に記載のないものについては、当事者間の特約ないしは実質関係上の事情による限定のないかぎり、要件記載権限の行使可能期間を限定すべきいかなる法的根拠もないということになる。結局、この問題は、上柳克郎教授が消極的に提示された、「白地手形授受の原因関係をも考慮にいれて決定されるべき当事者の意思解釈の問題」と解するのが正しいのではないか。右の見解に対しては、上柳教授御自身が、「手形の現実の振出の日と手形に満期として記載される日との間の間隔について現行法上格別の制限がないことから、満期白地の手形を何時までに補充すべきかも全く私的自治に委ねられているという結論をひき出すのは、満期白地の手形もそれ自体独自の法的地位ないし財産権を表彰する有価証券と考えるのが取引の通念であることを無視するものであるという批判を免れない」とされるが、この場合にも、証券取得者の保護の問題は手形法一〇条の適用によつて解決されるのがほんらいであることを考えると、かならずしも右の批判はあたらないようにおもわれる。現行法上、白地手形の当事者が、手形法一〇条の効果ではなくて、完成手形のそれと同一の法的効果を受けるべきであることは、かえつて問題を生ずるものというべきであらう。

さらに、上述の白地手形による請求の時効中断効の有無に関する大法廷判決については、筆者は、基本的に松田裁判官の少数意見に賛成である。この点についての理論的理由はかつて論じたことがあるのでくりかえさないが、⁽³⁾ 実際の考へても、手形要件は手形意思表示の法定的要素であり、その補充は原則として権利の内容をそれによつて確定するものであるから、したがつて時効制度によつて保護を受ける者の利益の側からみると、すでに確定的に存在する権利に対する義務者と、自己の負担すべき義務の内容が異なるものとなるか判らない状態におかれている義務者とは、その保護の態様に差が生ずることに理由があるといふべきものとおもわれる。

(二) 白地手形の除権判決の効果に関する上述の第一小法廷判決については、判旨に全面的に賛成である。この点についても、紙幅の都合上私見の詳細は別稿⁽⁴⁾にゆずる他ないが、基本的には、白地手形が除権判決により無効と宣言されることの意味は、手形上の権利が未成立のまま、補充権行使が公権的に不能とされるにいたつたことであると解するものである。したがつて、この場合には、手形上の権利の行使手段の回復という問題はそもそも生じえない。

なお、筆者が、白地手形についての除権判決は、申立人の原因関係上の権利行使に対する債務者の手形受戻の抗弁を排除する意義を有するものと論じたことに対して、木内彦彦助教は「倉沢は、除権判決がなされる当時、第三者の手にある手形が未補充である場合のみを想定しているようであるが、それでは不十分である⁽⁵⁾」とされ、除権判決以前に白地手形の善意取得者が補充し、または何人かにより補充された手形が善意取得された場合には、除権判決をえた白地手形所持人に対する原因債務の弁済に免責力が認められないものと主張される⁽⁶⁾。

しかしながら、右の木内助教の主張は、公示催告制度を根本的に否定し、さることながら、納得することができない。すなわち、公示催告期間中といへども申立てられた権利を善意取得することはもとよりできるが、しかし、権利の届出をしないかぎり、除権判決によつて善意取得者の手中にある証券は無効と宣言される。したがつて、善意取

得者としては、除権判決後は申立人に対して実質的権利を主張して利益を実現するほかないものである。そうでなければ、債務者としては、善意取得者が存在する可能性は常にあるのであるから、いかなる場合においても、除権判決をえた申立人に弁済をなすことが不可能となつてしまい、民訴七八五条は空文と化してしまふであらう。

これを白地手形の除権判決についていえば、白地手形につき公示催告の申立を認める以上は、実質的権利のいかんを問わず、当該証券は白地手形として無効が宣言されるということである。比喩的にいえば、申立人は白地手形の所持人たる資格を回復し、ただし補充権の行使が不能ということになるのであるから、債務者としては、当該白地手形が補充されないままに無効となつたものとして申立人に対してよいということではなければならない。木内助教授の指摘されるような場合には、実質的には善意取得者は手形上の権利を取得しているわけであるが、権利の届出をなさなかつた以上不当利得の返還等による実質的な権利の争いによつて結着をつけるほかはないものとおもわれる。

- (1) 谷川「白地手形の補充権の消滅時効」新商法演習3、一二二頁。
- (2) 上柳「白地手形補充権の消滅時効」小町谷記念二四一頁。
- (3) 拙稿「未補充白地手形と時効の問題をめぐつて」手研九九号四頁以下。
- (4) 拙稿・前掲金判三〇七号二頁以下。
- (5) 木内・前掲八七頁。
- (6) 河本「除権判決の対象となる証券」民商四三卷二号五一頁参照。